

目次

第 1 章 はじめに	1
1 計画策定の背景	1
2 合併の必要性	2
3 計画策定の方針	5
第 2 章 新町の概況	6
1 位置・地勢	6
2 人口・世帯	7
3 産業	9
4 広域行政	10
第 3 章 新町建設の基本方針	11
1 新町の将来像	11
2 新町建設の基本方針	13
3 主要指標の見通し	20
第 4 章 新町の施策	22
1 施策の体系	22
2 重点プロジェクト	24
3 分野別施策・主要事業	27
4 地域別整備の方針	43
5 新町における県事業の推進	46
第 5 章 公共的施設の適正配置と整備	48
第 6 章 財政計画	49
資料編 (巻末)	



第1章 はじめに

1 計画策定の背景

これまで、市町村は幾度となく合併を繰り返してきました。明治21年12月末には71,314あった市町村は、平成16年4月には3,100となっています。

昭和30年前後のいわゆる「昭和の大合併」後は、市町村行政の広域化のための対応策としては、市町村合併よりも、一部事務組合等の事務の共同処理による広域行政施策に重点が置かれてきました。

赤池町、金田町、方城町の三町でも福岡県田川地区消防組合、田川地区斎場組合などの一部事務組合に加入し、消防、救急業務、し尿・ごみ処理等の共同実施など圏域の広域的な課題に対応した地域づくりを展開してきました。

しかし、地方自治体は、これまでに経験したことのない厳しい社会情勢、財政状況に直面しています。

ここ数年の間に少子化の傾向は一層進み、高齢社会の進展と相まって新たな住民ニーズや人口の減少による深刻な問題が生じています。

一方、国・地方の構造改革の一環として進められている三位一体の改革により、地方自治体の主要財源である地方交付税も抑制され、財政事情はさらに厳しさを増しています。

そのような中、地方自治体においては、地方分権が進む中で、自らの判断と責任で、住民生活に密着したサービスの提供や地域の特色を活かした主体的な地域づくりを進め、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現することが強く求められています。

さらに、新町は、地形的な分断要素がなく通勤・通学や商圈などにみられるように一体的な生活圏を形成しています。特に近年のモータリゼーション・情報通信手段の進展やライフスタイルの変化により広域的な交通体系の整備や公共施設の一体的な整備や相互利用、行政区を越えた土地の利用など広域的なまちづくり施策へのニーズが高まってきており、このような多様化・高度化する広域的行政課題への対応も迫られています。

そのため、行政基盤の強化や行政の効率化を図ることはもちろん、地域の実情に応じた創意工夫を行い、住民参画のもと、行政サービスや各種施策を自主的・主体的に決定し、実施することが求められています。

今回の合併の意義は、三町がより強固な行財政基盤を築き、効率的な行財政運営を行うことにより、社会環境の変化に対応した質の高い行政サービスを提供できる魅力あるまちとなることにあります。

2 合併の必要性

(1) 地方分権の推進【地方分権の流れから見た必要性】

わが国の国と地方の関係は、平成12年の地方分権一括法の施行により、これまでの中央集権型から地方分権型へと流れが大きく変わっています。

地方分権の考え方は、国と地方自治体の役割を明確にするとともに、地方自治体の自主性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指すものであります。

今日、地域住民ニーズの多様化に対応した行政サービスの拡大が求められている一方で、これからの市町村は「自己決定・自己責任」のもと、自らの工夫で住民の期待に応えられる行政システムを考えていくことが求められています。

そのため、市町村にとって政策立案能力や専門性、問題解決能力の向上や権限移譲に伴う事務量の増加と、新たなサービスへの対応が今以上に求められ、これらの状況に迅速かつ適切に対応できる受け皿づくりを早急に進める必要があります。

その有効な手段の一つが「市町村合併」であると考えられます。合併による規模のメリットを活かすことによって、住民に最も身近な総合的な行政主体として、これまで以上に自立性のある行政主体となることが必要であり、これにふさわしい十分な権限と財政基盤を築き、高度化する行政事務に的確に対処できる専門的な職種を含む職員集団を有する組織づくりが必要となります。

(2) 地方財政の状況【財政状況から見た必要性】

国や多くの地方自治体の財政運営は、大変厳しい状況にあります。

その実態は、歳入の多くを国債や地方債に依存した借金体質であります。三町の平成15年度決算では、歳入合計約168億9千万円のうち地方交付税は約60億3千万円（約35.7%）、地方債約26億8千万円（約15.9%）、平成15年度末の地方債借入残高は約211億9千万円となっています。

なお、平成15年度の地方交付税は前年度比約6億2千万円（約9.4%）減で、平成11年度と比べ約16億6千万円の減となっており、今後も地方交付税制度の見直しにより抑制されていくものと予測されます。

更に、三町の歳入構造は国や県に大きく依存した状況であります。地方交付税、国庫支出金、県支出金、地方債など依存財源といわれる財源が全体の約73.4%を占めており、一方自主財源といわれる町税や使用料・手数料などの財源は約26.6%と乏しい財政構造となっています。今後も国と地方の構造改革として「三位一体の改革」が進められていく中で、財政状況は益々厳しくなる事が見込まれます。

また、地方分権の流れの中、行政サービスの多様化、高度化、専門化が要請されている現在、三町の合併を契機として行財政運営の効率化を図り、十分な経営基盤を有する基礎自治体として住民サービスの質の向上を図っていくことが必要です。

（３）少子高齢社会の到来【人口減少と少子高齢化の流れから見た必要性】

三町の人口減少と少子高齢化は全国より早く進んでおります。

平成12年国勢調査による人口は26,375人で、昭和60年以降、減少傾向にあります。年齢別人口では、0～14歳の年少人口は15.5%、15～64歳の生産年齢人口62.3%、65歳以上の高齢人口22.2%となっており、少子高齢化傾向は顕著に現れています。なお、令和7年には高齢化率は39.2%に達すると推計されています。

人口減少や少子高齢化社会への対応は、国の施策に頼るだけでなく住民自治の立場からも主体的な対応が必要です。特に医療・福祉の経費や介護サービスなど新たな経費の増大に対して、総合的な観点から、より質の高い保健・医療・福祉サービスを提供できる体制作りや専門職員の確保が求められます。

そのための対策として赤池町、方城町が持っている公的医療施設である医療資源を活かし、この地域の特色あるまちづくりの大きな柱として、住民がこれまで住み慣れた地域でこれからも安心して暮らせる魅力ある福祉のまちづくりを、推進していく必要があります。また、生産年齢人口（15～64歳）の減少に対しては高齢者や女性の社会への継続的な参画が可能となる対策が求められます。このように、この地域の魅力を高めることで他の地域との交流を活性化させるなど、交流人口を増加させる施策も重要となります。

そのためには、三町の合併を契機として、各種施策を総合的、一体的に進めることにより行政サービスの質や地域の活力を向上させていく必要があります。

（４）日常生活圏の拡大と多様化・高度化する行政需要への対応 【住民の日常生活圏の拡大から見た必要性】

近年、交通手段の発達により、通勤、通学、買物、通院など日常生活の行動範囲は既存の行政範囲を超えて広域化しています。また、文化・スポーツ活動などの面でも従来の生活圏域を超えてヒト、モノ、情報の交流が盛んになっています。三町の通勤・通学の状況を見ると、三町外に約6割近くの人が通勤し、8割以上の人が通学しています。

その主な通勤・通学先は、直方市、田川市、飯塚市、それに北九州市となっています。

また、郊外への大型店の進出や、都市志向により、買物も町外に出かける機会が増えており、こうした状況において、現在の行政単位で公共サービスを提供することは住民ニーズとかけ離れる結果となり、理解を得られにくくなっていると考えられます。例えば、幹線道路の整備をするにしても、隣接町との調整に多大な時間を要することとなり、また日常の通勤、通学のため必要な行政サービスを受けることができないため休みを取らざるを得ないなど、利便性に欠ける状況にあります。

特に、今後とも厳しい財政状況が予測される中、効果的な社会基盤整備や住民の行政要望に応えるためには、より一体的視点からの対応が必要となっており、三町の合併を契機として、より効率的に質の高い行政サービスを提供していく必要があります。

（５）高度情報化社会の進展【高度情報化社会の流れから見た必要性】

近年、コンピュータなど情報機器の普及と携帯電話などの通信手段の発達は著しく、産業面だけでなく行政や住民生活の面でも大きな影響を及ぼしています。

現在三町の行政事務のほとんどは電算処理されていますが、住民サービスの向上を図るためには、まだまだ情報基盤の整備は不十分な状況です。

情報化が進めば、各公共施設での証明書などの提供や、インターネットを活用した行政情報の公開、各種申請、届出、公共施設の予約などができるようになります。

また、住民が直接意見を寄せることが可能になることや、保健・医療・福祉や教育面など様々な分野で、双方向のコミュニケーションツールとしての活用が大いに期待されます。

このように、高度な情報通信技術の活用により、住民ニーズに十分対応できる行政体制の確立が可能となり、またその技術を、行政として十分に活かしていく必要があると考えられます。



3 計画策定の方針

(1) 計画策定の趣旨

本計画は、市町村の合併の特例に関する法律第3条第1項及び第5条の規定に基づく、市町村建設計画として作成するものです。

なお、新町における行政運営のより具体的な内容については、合併後に作成する総合計画（基本構想・基本計画）に委ねるものとします。

(2) 計画の構成

本計画は、以下の4項目を中心として構成します。

- ①新町建設の基本方針
- ②新町の建設の根幹となるべき事業に関する事項
- ③公共的施設の統合整備に関する事項
- ④新町の財政計画

(3) 計画の期間

本計画の実施期間は、平成18年度から令和7年度までの20年間とします。

(4) 計画策定の基本方針

- ①本計画は、新町全域の一体性を確保し、地域の個性・魅力を伸ばしながら、住民福祉の向上を図るソフトとハードの均衡のとれた施策の展開を基本とします。
- ②合併に関する特例制度を有効に活用しつつ、新町において健全な行財政運営が行われるよう、後年度負担にも十分配慮した計画とします。
- ③地域資源を活用しながら、住民との協働のまちづくりを進めることができる計画とします。

(5) 住民参加手法

計画の作成に当たっては、新町まちづくりワークショップを行い、住民参加による計画づくりを推進します。

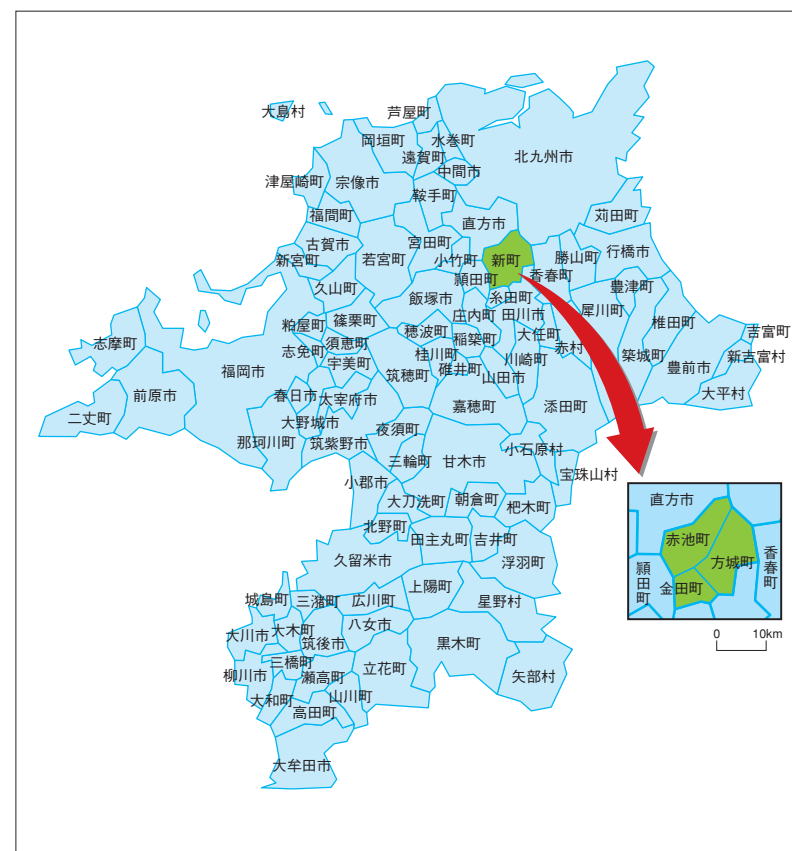
第2章 新町の概況

1 位置・地勢

新町は、福岡県の北東部に位置し、北は北九州市、直方市、東は香春町、南は田川市、糸田町、西は潁田町に接しています。総面積は42.04km²で、福岡県の0.8%を占めています。

新町は周辺を丘陵地、山地に囲まれた盆地で、中央部を彦山川、中元寺川が貫流しています。全体的に緑豊かな自然環境に恵まれています。

■位置図■

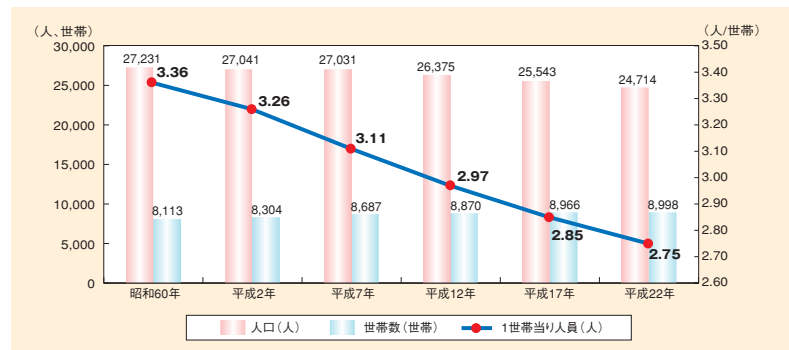


2 人口・世帯

(1) 人口・世帯数

新町の人口は、平成12年の国勢調査によると26,375人、世帯数は8,870世帯となっています。昭和60年の国勢調査と比較すると、人口は27,231人から856人減少していますが、都市化や小家族化の進行等により、世帯数は8,113世帯から757世帯増加しています。1世帯当りの世帯人員は昭和60年の3.36人から平成22年には、2.75人まで減少しています。

■新町の人口・世帯数及び1世帯当り人員の推移■



■三町別人口、世帯数及び1世帯当り人員の推移■

	人口 (単位:人)							世帯数 (単位:世帯)					
	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
赤池町	9,811	9,851	10,023	10,032	9,592		赤池町	3,027	3,142	3,310	3,462	3,446	
金田町	9,168	8,915	8,741	8,341	8,011		金田町	2,674	2,705	2,794	2,852	2,900	
方城町	8,252	8,275	8,267	8,002	7,940		方城町	2,412	2,457	2,583	2,556	2,620	
合計	27,231	27,041	27,031	26,375	25,543	24,714	合計	8,113	8,304	8,687	8,870	8,966	8,998

■1世帯当り人員

	実数 (単位:人/世帯)					
	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
赤池町	3.24	3.14	3.03	2.90	2.78	
金田町	3.43	3.30	3.13	2.92	2.76	
方城町	3.42	3.37	3.20	3.13	3.03	
合計	3.36	3.26	3.11	2.97	2.85	2.75

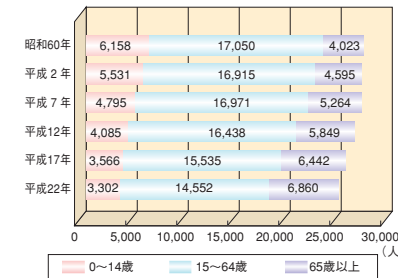
(資料) 国勢調査

(2) 年齢別人口

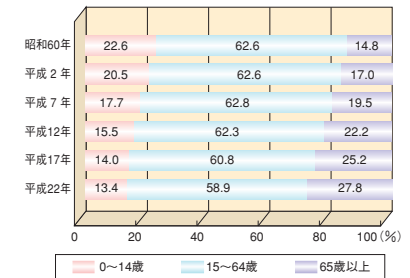
年齢3区分別人口を新町全体でみると、平成22年国勢調査時点で、0～14歳の年少人口は3,302人で全人口に占める割合は13.4%、15～64歳の生産年齢人口は14,552人で58.9%、65歳以上の老年人口は6,860人で27.8%となっています。

老年人口比率は平成12年時点で、福岡県平均(17.4%)、全国平均(17.3%)を上回っており、高齢化が進んでいます。昭和60年からの推移をみると、出生率の低下や平均寿命の伸び等の影響により年少人口の減少と老年人口の増加傾向が顕著にみられ、平成7年の調査から、老年人口が年少人口を上回るようになっていきます。

■新町の年齢3区分別人口の推移■



■新町の年齢3区分別割合の推移■



(資料) 国勢調査

■年齢3区分別割合の比較■

	(単位:%)		
	0～14歳	15～64歳	65歳以上
新町	13.4	58.9	27.7
福岡県	13.6	64.1	22.3
全国	13.2	63.8	23.0

(資料) 平成22年度国勢調査

(注) 年齢不詳があるため、合計が必ずしも100%にならないものもある。

■三町別年齢3区分別割合の推移■

		(単位:%)			
		赤池町	金田町	方城町	合計
昭和60年	0～14歳	21.7	25.2	20.8	22.6
	15～64歳	62.6	62.7	62.5	62.6
	65歳以上	15.7	12.1	16.7	14.8
平成2年	0～14歳	19.8	22.1	19.4	20.5
	15～64歳	62.6	63.7	61.2	62.6
	65歳以上	17.6	14.2	19.3	17.0
平成7年	0～14歳	17.7	18.2	17.3	17.7
	15～64歳	62.3	65.1	60.9	62.8
	65歳以上	20.0	16.8	21.7	19.5
平成12年	0～14歳	15.1	16.3	15.1	15.5
	15～64歳	61.7	64.0	61.4	62.3
	65歳以上	23.2	19.6	23.5	22.2
平成17年	0～14歳	14.0	15.6	12.3	14.0
	15～64歳	60.0	62.3	60.5	60.8
	65歳以上	26.2	22.1	27.2	25.2
平成22年	0～14歳				13.4
	15～64歳				58.9
	65歳以上				27.8

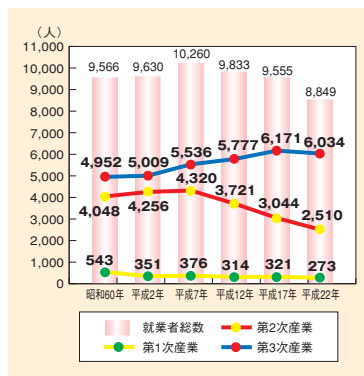
(資料) 国勢調査

(注) 年齢不詳があるため、合計が必ずしも100%にならないものもある。

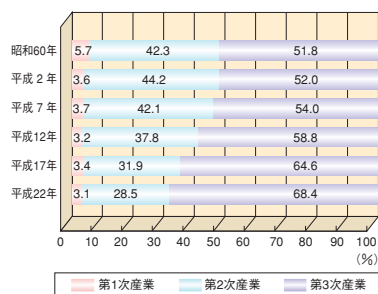
3 産 業

就業人口の構成は、平成22年国勢調査時点で第1次産業が273人で3.1%、第2次産業が2,510人で28.5%、第3次産業が6,034人で68.4%となっています。昭和60年に比べると、第1次産業の割合は2.6ポイント減、第2次産業は13.8ポイント減少しているのに対し、第3次産業は16.6ポイント増加となっています。

■新町の産業別就業者数の推移



■新町の産業別就業者割合の推移



■三町別産業別就業者割合の推移

(単位:人、%)

		赤池町		金田町		方城町		合 計	
		就業者数	構成比	就業者数	構成比	就業者数	構成比	就業者数	構成比
昭和60年	合 計	3,579	100.0	2,805	100.0	3,182	100.0	9,566	100.0
	第1次産業	243	6.8	119	4.2	181	5.7	543	5.7
	第2次産業	1,386	38.7	1,162	41.4	1,500	47.1	4,048	42.3
	第3次産業	1,947	54.4	1,506	53.7	1,499	47.1	4,952	51.8
平成2年	合 計	3,646	100.0	2,915	100.0	3,069	100.0	9,630	100.0
	第1次産業	198	5.4	81	2.8	72	2.3	351	3.6
	第2次産業	1,458	40.0	1,319	45.2	1,479	48.2	4,256	44.2
	第3次産業	1,987	54.5	1,509	51.8	1,513	49.3	5,009	52.0
平成7年	合 計	3,892	100.0	3,122	100.0	3,246	100.0	10,260	100.0
	第1次産業	191	4.9	74	2.4	111	3.4	376	3.7
	第2次産業	1,515	38.9	1,326	42.5	1,479	45.6	4,320	42.1
	第3次産業	2,163	55.6	1,720	55.1	1,653	50.9	5,536	54.0
平成12年	合 計	3,845	100.0	2,942	100.0	3,046	100.0	9,833	100.0
	第1次産業	148	3.8	66	2.2	100	3.3	314	3.2
	第2次産業	1,381	35.9	1,096	37.3	1,244	40.8	3,721	37.8
	第3次産業	2,311	60.1	1,764	60.0	1,702	55.9	5,777	58.8
平成17年	合 計	3,701	100.0	2,823	100.0	3,031	100.0	9,555	100.0
	第1次産業	159	4.3	57	2.0	105	3.5	321	3.4
	第2次産業	1,146	31.0	920	32.6	978	32.3	3,044	31.9
	第3次産業	2,392	64.6	1,845	65.4	1,934	63.8	6,171	64.6
平成22年	合 計							8,849	100.0
	第1次産業							273	3.1
	第2次産業							2,510	28.5
	第3次産業							6,034	68.4

(資料) 国勢調査

(注) 分類不明を表示していないため、合計が一致しないケースもある。

4 広域行政

三町の広域行政としては、田川広域市町村圏に所属し広域的なまちづくりを進めるとともに、消防、救急業務、し尿・ごみ処理等の一部事務組合による共同実施など圏域の課題に対応した広域的な地域づくりを積極的に展開してきましたが、地方分権の進展に伴い、このままでは部分的な事務の共同処理では対応できない問題が生じています。

■新町における一部事務組合などの構成団体

一部事務組合等の名称	構 成 団 体			
	赤池町	金田町	方城町	その他の構成市町村
福岡県田川地区消防組合	●	●	●	田川市、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村
田川地区畜場組合	●	●	●	田川市、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村
田川地区清掃施設組合	●	●	●	田川市、糸田町、川崎町
田川地区水道企業団	●	●		田川市、糸田町、川崎町
田川市・赤池町 天郷青年の家組合	●			田川市
福岡県介護保険広域連合 田川支部	●	●	●	田川市、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村

第3章 新町建設の基本方針

1 新町の将来像

(1) まちづくりの基本理念

新町の基本理念とは、新町のまちづくりに対する計画の基本的な考え方です。

本地域の現況と課題を踏まえ、三町のこれまでのまちづくりの歩みを引き継ぎ、総合計画などとの整合を図り、三町の個性を尊重しながら、新町のまちづくりの基本理念を次のように定めます。

【新町のまちづくり基本理念】

心・技・体が一体となって元気のあるまち

地方分権・少子高齢社会への対応、循環型社会の形成など、地方自治体を取り巻く社会的ニーズは急速に変化してきており、時代の転換期を迎えています。

新町のこれからのまちづくりは、住民が自助・自立の精神を持って、ゆるぎない自立社会を構築していくことが大切です。

そのためには、「住民・地域・行政」が役割を分担し相互連携を深めながら、そこに住む人々が生涯を通して生きがいの持てる、質の高い生活を目標とした新しいまちづくりに取り組んでいくことが必要です。

このようなことから、これまでこの地域で育まれてきた産業や経済を牽引する創造力と活力を活かし、また、先人たちの手によって培われ、今日まで育まれてきた地域資源を活用することにより、賑わいのある新しいまちを目指します。

さらに、保健、医療、福祉の充実など住民の生活を支援する仕組みを充実させ、全ての住民が安心して、快適に暮らせるまちの実現が目標となります。

《基本理念の考え方》

新町のまちづくりの基本理念として、「心」「技」「体」という言葉で表現しました。その意味は、次のようになります。

心

心は、新町の住民を象徴し、一人ひとりが「自立」し、将来に明るい希望を持ち、個性豊かで思いやりのあるやさしい心を持つことを意味しています。わが郷土を誇りに思うこころ、愛するこころをもつ人々が、自然との共生の中で、各分野にわたりこころ安らかな生活ができ、豊かに暮らせるまちづくりを進めていきます。

技

技は、住民一人ひとりの生活に、潤いをもたらす、地域活性化（元気）の素となる産業振興などのことです。自然と調和しながら、住環境や交通基盤を整備して、快適で活力のある地域を創造します。

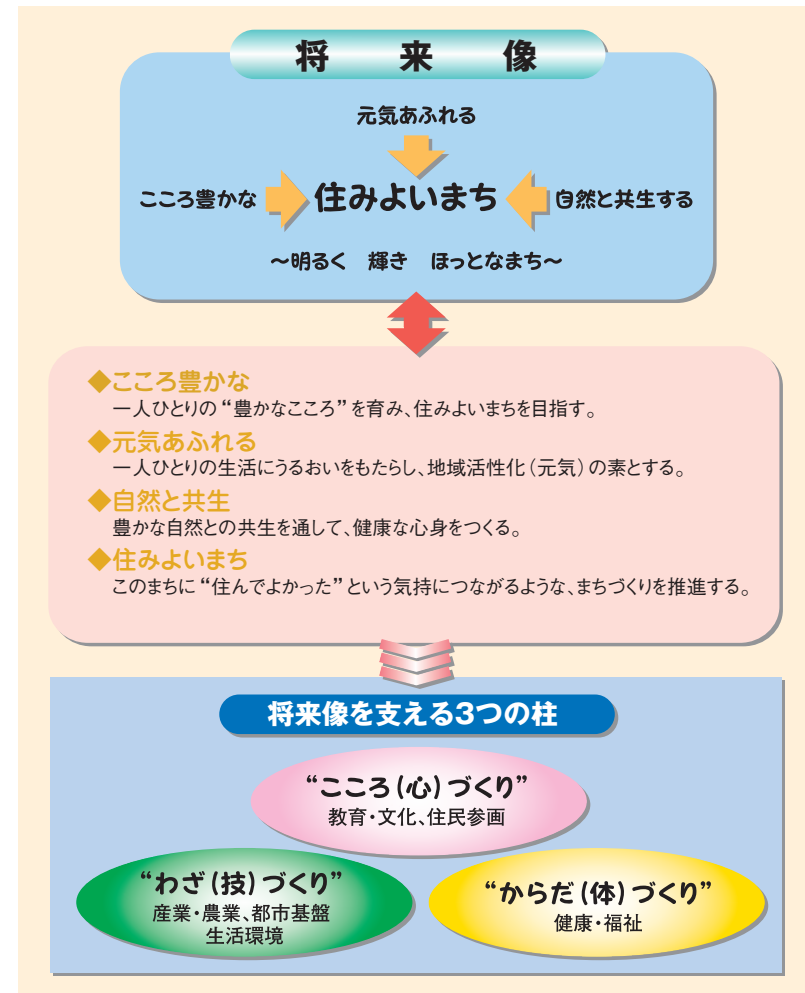
体

体は、心身とも健康な住民生活を送れるよう、保健、医療、福祉の充実を図ることです。少子高齢社会が進行する中、高齢者が安全で、安心できる生活を送り、未来を担う子どもたちが地域でいきいきと育つ、元気な町を目指します。

(2) 将来像

三町はこれまで、ゆとりややすらぎ、豊かさを実感できる住民生活を実現するため、文化を創造し、活力を生み、人、自然、産業が調和したまちづくりを推進してきました。

新町においては、自らの知恵と汗によるまちづくりの経験を活かし、三町の歴史・伝統・文化を尊重しながら、優れた地域資源の効果的、有機的な活用を図り、豊かで住みよいまちづくりを進めるため、まちづくりの基本理念を踏まえ、新町の将来像を、次のように設定します。



2 新町建設の基本方針

(1) 新町建設の基本方針

まちづくりの基本理念をもとに、新町の経済社会の抱える主要課題に応えながら、新町の将来像を実現するためのまちづくりの基本方針を次のような6つの柱によって示します。

①多様な雇用機会を創出する活気ある産業づくり
(農業・工業・商業・サービス業、観光等の分野)

②自然と調和した活力に満ちた都市基盤づくり
(交通体系、住環境等の分野)

③安全でうるおいのある生活環境づくり
(上下水道、ごみ、防災・防犯等の分野)

④いきいきと健やかに暮らせる健康・福祉づくり
(保健・医療、福祉等の分野)

⑤個性と創造力を育む教育・文化づくり
(学校教育、生涯学習、文化、スポーツ、人権・同和教育等の分野)

⑥協働による住民主役の個性的なまちづくり
(住民権利の尊重、コミュニティの活性化、住民参画、行財政等の分野)

(2) まちづくりの基本方向

① 多様な雇用機会を創出する活気ある産業づくり

●均衡のとれた産業の育成・振興

三町は、石炭産業を主な産業として発展してきました。

新町においては、他産業との連携強化による第1次産業から第3次産業まで均衡のとれた産業の育成・振興に努め、多様な雇用の場の創出に取り組みます。

●創造性豊かな活力ある農業の振興

農業については、発展ある農業を展開するため法人化等による農家等の規模拡大、豊かな自然を活かした特産物の創出とブランド化及び販路の拡大等を推進していきます。

さらに、消費者ニーズと生産地との情報ネットワークづくりや、交流事業の推進などに、より積極的な取り組みを行い、農業の活性化や後継者不足に対応するため、担い手の育成に努めます。

また、農業に対する都市市民の関心は大きいものがあり、観光目的や農業従事に参加意欲を持つ市民との交流を推進し、農業と観光との連携等を通して新産業の創出を推進します。

注) ネットワーク…網の目のような組織

●優れた人材と企業が育てる工業の振興

工業については、情報化社会の進展、IT化等に対応した技術力の向上や経営基盤の充実を図り、付加価値の高い製品開発や新産業の創出に努めるとともに、人材の育成を図ります。

注) IT…情報通信技術の略語

●雇用機会の安定確保

雇用機会の安定確保のため、若年者、女性、高齢者の就業対策を含めた労働環境の整備・充実、心身障害者の雇用を促進します。

また、雇用確保のための企業誘致を強力に推進するとともに、多様な雇用の場の創出や雇用確保の支援を推進します。

●活気と求心力にあふれた商業の振興

商業については、活気あふれる求心力のある中心市街地の形成を念頭に賑わいのある商業空間の創出を推進します。

●“見る・触れる・感じる”観光の振興

観光については、陶芸や温泉といった地域資源を活用し、「見る」「触れる」「感じる」を基本にした観光基盤の整備を進めます。

さらに、周辺市町村との連携を強化して、広域的な観点からの観光施設間のネットワーク化を推進します。

② 自然と調和した活力に満ちた都市基盤づくり

●魅力と活気に満ちた市街地の整備

適正な土地利用のもと、公園・緑地の整備、各種公共公益施設の整備、優れた住環境の整備、さらには個性ある都市景観の形成を通して、自然に優しい魅力と活気あふれる市街地の整備に努めます。

●安全・安心な道路体系の整備

道路は、幹線道路と集落間の生活道路の体系的な整備促進に努めるとともに、バリアフリー^{注1}を考慮し、子どもや高齢者等すべての人にとって安全で安心できる道路整備促進に努めます。

注) バリアフリー…高齢者や障害者が道路や公共施設、駅などで不自由がないように、階段や段差などの障害をなくし、緩やかな坂道やエスカレーター等を設置すること

●公共交通機関の充実

平成筑豊鉄道各駅周辺の整備を行うとともに、利用者のニーズに応じた福祉バス等の路線や運行時間の見直し等に努め、公共交通機関の充実を図ります。

●快適な住環境の整備

快適な住環境の整備の観点からは、老朽化した町営住宅の改善等に努めます。

定住人口促進の観点からは、新規の住宅整備や高齢社会に対応したシルバーハウジング^{注1}等の整備を推進します。

注) シルバーハウジング…高齢者世話付住宅と呼ばれ、厚生労働省と国土交通省との共同による建設が進められている住宅であり、住宅政策と福祉政策との連携による高齢者向け住宅

●高速情報基盤の活用と情報教育の推進

高速情報基盤の整備を進め、情報を発信する交流の盛んなまちを目指すとともに、情報化社会を支える人材の育成や情報格差の是正を図る情報教育を推進します。



③ 安全でうるおいのある生活環境づくり

●水源の確保と環境衛生の充実

将来にわたる水源の確保に努めるとともに、既存の設備の整備等を図りながら、安全で良質な水の安定供給に対処します。

下水道については合併処理浄化槽、コミュニティプラント^{注1}等による普及率の向上に努め環境衛生面での整備を図ります。

注) コミュニティプラント…下水道区域外の集落や団地などに設置された、地域し尿処理施設

●地域が一体となった循環型社会の形成

ゴミ処理における老朽施設の改善や処理能力の限界に伴う整備改善など、生活環境基盤の整備・充実を図るとともに、リサイクルの視点をもったゴミの分別収集等処理システムの構築等、循環型社会の形成に向けての取り組みに努めます。

●地域福祉の視点にたった生活環境の整備

子どもから高齢者まですべての人々が生き生き過ごすことができるバリアフリー、ユニバーサルデザイン^{注1}に基づく生活環境の充実^{注2}に努めます。

注) ユニバーサルデザイン…施設・設備・機器などをすべての人が使いやすいデザインにすること

●安全・安心な防災・防犯体制の整備

消防団員数の確保及び能力・技術の向上、救急医療機関の連携など消防、救急体制の充実を図ります。

住民への防災啓発の強化や防災計画の見直し、暴力追放宣言都市として社会環境の浄化など、住民と行政が連携して安全で安心できる防災・防犯体制の整備に努めます。



④ いきいきと健やかに暮らせる健康・福祉づくり

●総合的な保健・医療・福祉サービスの提供

本格的な少子高齢社会を迎え、介護需要の増大や生活習慣病の増加など疾病構造の変化、家族形態の変容などを背景に、地域住民の保健・医療・福祉に対するニーズは多様化してきております。それぞれのニーズに応じた総合的なサービス提供体制を、関係機関と一体となって進めていく必要があります。

このための必要な人材の養成・確保や資質の向上など、合併のメリットでもある専門職の採用・増強を図ることにより、きめ細かなサービスの提供が可能となります。

●みんなで支える地域福祉社会の形成

福祉社会を支える基盤づくりを進めるとともに、保健・医療・福祉の各分野が連携して、生涯にわたる健康づくりや介護の支援、高齢者・障害者の社会参加の促進、偏見や差別のない明るい社会の実現、子供を産み育てやすい環境の整備など、住民一人ひとりが必要とするサービスを総合的に提供できる体制づくりを推進します。

●生涯現役で活躍できる環境整備

お互いを認め合い、高め合い、助け合いながらみんなが生きがいを持っていきいきと暮らせるまちを目指します。

●みんな家族、みんなで育む 健康づくりの推進

健康づくりには「体の健康」のほか、生涯学習や趣味、労働等を通して心の満足感や社会参加による生きがいによって得られる「心の健康づくり」も重要です。

これまでの、疾病の早期発見や治療だけでなく、ライフステージ^注にあわせた、保健・医療・福祉の事業を一体的に推進します。

注) ライフステージ…人間の一生ですごす幼年期・少年期・青年期・壮年期・老年期の五段階



⑤ 個性と創造力を育む教育・文化づくり

●生きる力を育む学校教育と夢あふれる未来へ羽ばたく人材の育成

教育では、個人の能力を活かし生きる力を育成する地域に開かれた学校づくりに努めます。

また、心身ともに健康であるための青少年育成の推進や、家庭教育研修の機会の創設など「学校、家庭、地域そして行政」が連携しながら責任ある活動の展開を図ることによって、新しい時代に適応した、創造的でチャレンジ精神に満ちた人材の育成に努めます。



●生きがいのもてる生涯学習の推進

地域情報化の進展と共に情報化社会に順応した人材を育成していくため、指導体制、効果的な学習プログラムの研究体制などを確立し、住民誰もが気軽に取り組める地域情報社会の形成を目指します。

さらに、元気高齢者、ボランティアなどの人材を有効に活用した生涯学習や、文化活動の推進など個人の能力を積極的に活用し、潜在能力を引出し住民の個性や魅力を更に伸ばす生涯学習のまちを推進していきます。

●健全な身体をつくるスポーツ・レクリエーション活動の推進

健やかな心身を培うスポーツ施設の充実や、レクリエーション活動の推進による新たなまちづくりを進めます。

●芸術文化の振興と文化財の保存

新町においては、上野焼きなどの伝統文化の継承や芸術文化の高揚、文化財の保存に努めます。

●人権尊重のまちづくりの推進

同和問題をはじめとし、あらゆる差別が早急に解決されるよう、人権教育・啓発を積極的に推進していきます。

男女が対等・平等に共に社会のあらゆる分野に参画し、能力と個性を発揮することができる、男女共同参画社会の実現に向けて取り組みます。

⑥ 協働による住民主役の個性的なまちづくり

●住民権利の尊重

情報開示や説明責任に努めるとともに、住民の権利が尊重されるまちづくりを進めます。

●人と人がふれあう地域コミュニティの充実と活性化

新しいまちづくりにおいては、自主的自治活動の支援を充実するとともに、まちづくりの基本となる話し合い活動を積極的に進めていきます。

公民館などの施設の整備や地域づくり研修会など、ハード・ソフト両面から地域コミュニティの活性化、自治意識の高揚を目指します。

●住民・NPO（民間非営利団体）との協働作業の推進

地域コミュニティの活性化支援を進めることによって、計画段階からの情報公開と施策形成過程への住民参画で、様々な事案に対する検証作業を行いながら、住民及びNPOと行政が共に知恵を出し合い共に協働する、より生活に密着した計画の実現を目指します。

●知恵と汗による行財政運営の推進

複雑で多様化・高度化・専門化する行政サービスに適切に対応するため、積極的な行政改革の推進や財政基盤の強化など、地方分権時代にふさわしい知恵と汗の結集による行財政運営に努めます。



3 主要指標の見通し

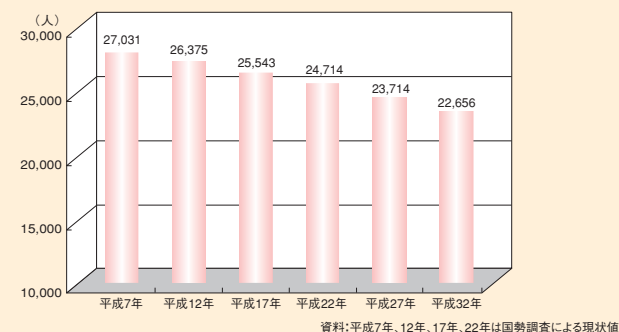
(1) 将来人口

① 総人口

平成32年までの人口を、平成7年、平成12年、平成17年、平成22年の国勢調査による男女各歳人口をもとに『コーホート要因法』によって求めました。

新町の将来人口は、平成27年で23,714人、平成32年で22,656人と予測されます。

■人口の見通し■



② 年齢別人口

新町の年齢別人口をみると、老年人口については、平成17年で6,442人（25.2%）、平成22年で6,860人（27.8%）、平成27年で7,638人（32.2%）、平成32年で8,098人（35.7%）となり、老年人口比は平成17年と比べ約10.5ポイント増加し、少子高齢化が一層進展することが予想されます。

■年齢別人口の見通し■

区 分		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年
年 齢 別 人 口	総 人 口 (人)	27,031	26,375	25,543	24,714	23,714	22,656
	年 少 人 口 (人)	4,795	4,085	3,566	3,302	3,038	2,738
	(0～14歳)	17.7%	15.5%	14.0%	13.4%	12.8%	12.1%
	生 産 年 齢 人 口 (人)	16,971	16,438	15,535	14,552	13,038	11,820
	(15～64歳)	62.8%	62.3%	60.8%	58.9%	55.0%	52.2%
老 年 人 口	老 年 人 口 (人)	5,264	5,849	6,442	6,860	7,638	8,098
	(65歳以上)	19.5%	22.2%	25.2%	27.8%	32.2%	35.7%

(注) 平成7年、12年、17年、22年は国勢調査による現状値

(2) 世帯数

小家族化の進行や単身世帯の増加に伴い、1世帯当たりの人員は減少が進み、平成32年には2.5人になることが予測されます。世帯数の見通しは、総人口と1世帯当たりの人員の見通しから約9,000世帯と予測されます。

世帯数見通し＝各年総人口見通し÷各年1世帯当たりの人員見通し

■世帯数の見通し■

区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年
総 人 口 (人)	27,031	26,375	25,543	24,714	23,714	22,656
世帯当たり人員 (人)	3.1	3.0	2.8	2.7	2.5	2.5
世 帯 数 (世帯)	8,687	8,870	8,966	8,998	9,578	9,061

(注) 平成7年、12年、17年、22年は国勢調査による現状値

(3) 就業人口

就業率は、平成7年の38.0%から平成22年には35.8%と2.2ポイント低下しています。

今後、高齢化が進み、生産人口が減少すれば、就業率はさらに低下することが想定されますが、合併によって、産業振興や就業の場の確保に努め、就業率は平成7年水準以上の40%を目指します。したがって、平成32年における就業人口の見通しは約9,000人と予測されます。

就業人口見通し＝各年総人口見通し×目標就業率40.0%

■就業人口の見通し■

区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年
総 人 口 (人)	27,031	26,375	25,543	24,714	23,714	22,656
就 業 率 (%)	38.0	37.3	37.4	35.8	42.0	40.0
就 業 人 口 (人)	10,260	9,833	9,555	8,849	9,961	9,061

(注) 平成7年、12年、17年、22年は国勢調査による現状値

第4章 新町の施策

1 施策の体系

新町の速やかな一体性を図るために、新町まちづくりにおける6つのまちづくりの基本方針に基づき、次のような施策展開を図ります。

《施策の体系》

基本理念

心・技・体が一体となって元気のあるまち



将来像

こころ豊かな 元気あふれる
自然と共生する 住みよいまち

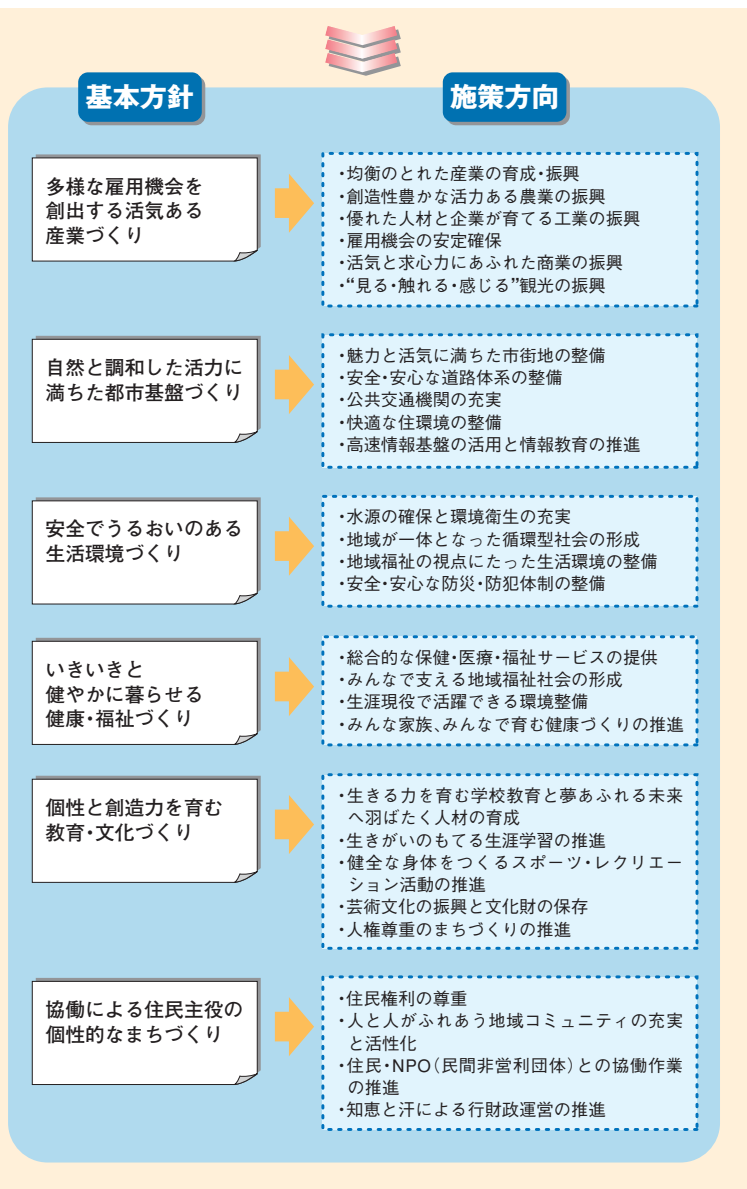


重点プロジェクト

“心”づくり
プロジェクト
教育・文化
住民参画

“技”づくり
プロジェクト
産業・農業、都市基盤、
生活環境

“体”づくり
プロジェクト
健康・福祉



2 重点プロジェクト

重点プロジェクトは、新町の将来像である「こころ豊かな 元気あふれる 自然と共生する住みよいまち」を支える3つの柱「心」「技」「体」が一体となって元気のあるまちを実現するための横断的かつ重要度の高い施策の集合体です。

「心」「技」「体」の3つの柱のどれかひとつでも欠けたり、いずれかの柱だけに施策や事業が偏っては、将来像の実現はできません。

ここにあげる施策については、このように3つの柱にバランスよく配分されることを前提に、時代の潮流、価値観や生活様式の変化等今日的課題に対応し、町民生活の質的向上、ひいては町民の誇りを高めていくことを目的として設定しています。これらの実現のためには、町民、行政、企業、各種団体などが一体となって取り組めるように、一つひとつの施策・事業を大切に推進していきます。

(1) “心” づくりプロジェクト

心は、新町の住民を象徴し、一人ひとりが「自立」し、将来に明るい希望を持ち、個性豊かで思いやりのあるやさしい心を持つことを意味しています。

わが郷土を誇りに思うこころ、愛するこころをもつ人々が、自然との共生の中で、各分野にわたりこころあなかな生活ができ、豊かに暮らせるまちづくりを進めていきます。

① 教育都市の形成

新町の将来を担う子どもたちのために、地域の特性を生かしながら、生きる力・学ぶ力を育む特色ある幼児教育や学校教育を推進します。

また、高度情報化社会の形成に併せ情報活用教育体制づくりや教育施設の整備など、教育環境が充実した都市を目指します。

② 生涯学習の推進

町民の「自立」とまちへの誇りや愛着を創出するための生涯学習の場づくりや体制づくりを推進します。

③ ボランティア活動を通じた人材の育成

地方分権型社会・少子高齢社会を迎え、子育て支援、地域福祉・医療、地域防災などにおいてコミュニティの確立とボランティア活動の推進を図るため、生涯学習を通して地域づくりの核となる人材の育成に努めます。

④ 住民自らが担う地域自治の推進

住民と行政との協働のもとで、住民の積極的なまちづくりへの参加を促します。また地域のことは地域の住民自らが決定し、その責任を負うといった住民自治を推進し、組織強化に向けた支援や活動の場の整備に努めます。



(2) “技” づくりプロジェクト

技は、住民一人ひとりの生活に、潤いをもたらし、地域活性化（元気）の素となる産業振興などのことです。自然と調和しながら、住環境や交通基盤を整備して、快適で活力のある地域を創造します。

① 生産基盤の整備促進

適正な土地利用に基づく質の高い住環境の整備をはじめ、工業立地基盤の整備充実、農林業基盤の整備に努めるとともに、総合的な交通体系の整備により、人やものの流れを活発にし、地域間の交流をスムーズにするなど産業連携強化のための諸施策を展開します。

② 雇用促進と新産業の創出

交通ネットワークを活用した企業誘致や起業家の受け入れ、Uターン、Iターン関連事業の推進によって、雇用促進を図るとともに、起業家の育成や産・官・学連携などによる新産業の創出を推進します。

③ 循環型社会の形成促進

限りある資源を有効に活用するため、廃棄物の発生の抑制や再利用などによる循環型社会を目指して、リサイクルに対する理解を深め、ごみの減量化を促進するとともに、安全で衛生的なごみ処理を推進します。

④ 環境保全活動の支援強化

地球温暖化対策のため、住民・企業・行政が一体となった環境保全・新エネルギーの導入や省エネルギー活動などへの取り組みを積極的に推進します。



自然が豊かな町



生き物のたくさんいる緑でかこまれた町

(3) “体” づくりプロジェクト

体は、心身とも健康な住民生活を送れるよう、保健、医療、福祉の充実を図ることで

す。
少子高齢社会が進行する中、高齢者が安全で、安心できる生活を送り、未来を担う子どもたちが地域でいきいきと育つ、元気な町を目指します。

① 総合的な保健・医療・福祉サービスの充実

幼児から高齢者まで、すべての町民が生涯健康な日常生活が送れるように、保健・医療・福祉が一体となった健康づくりのための体制づくりや場づくりを推進します。

② 安心して子育てできる環境づくり

多様な保育サービスの充実や健康診査による健康管理等を通して安心して産み育てられる環境づくりを行うとともに、母親クラブ等の組織化の推進や子育て支援センターなど支援組織の整備を通して、地域一体となった環境づくりを推進します。

③ 個性を活かし、生き生き暮らせるシルバーライフの支援

就業機会の拡充を目的としたシルバー人材センターの活用促進や高齢者の多様な活動への支援など高齢者の豊かな知識・技術・経験が活かせる環境づくりを推進します。

④ 人にやさしい、人のやさしさがあふれたまちづくりの推進

地域福祉に対する意識の高揚と地域福祉活動の推進、バリアフリー、ユニバーサルデザインなどを踏まえた人にやさしい施設整備の推進、さらには障害者との交流とふれあいの促進など公平な地域福祉社会の実現を推進します。



花や木を増やした町



おもしろい町



地球にやさしい町

3 分野別施策・主要事業

基本方針の施策の方向ごとの施策内容と主要事業を以下に示します。

1 多様な雇用機会を創出する 活気ある産業づくり



1 均衡のとれた産業の育成・振興

【施策内容】

ア 新町産業ビジョンの策定

【主要事業】

●産業ビジョン策定事業



2 創造性豊かな活力ある農業の振興

【施策内容】

ア 農林畜産業の基盤整備

- 集落営農組織、営農集団、特定農業法人等農業経営集団化の促進
- 認定農業者への農地利用集積促進
- 耕作放棄地の発生防止等のための所有者への指導・勧告
- 水路、溜池、農林道等農林業生産基盤の整備
- 有機農法の普及など環境にやさしい農業の推進

イ 後継者の育成

- 後継者の育成及び指導者の確保
- シルバーボランティア等多様な農業就業形態の創出

ウ 企業化とブランド化の推進

- 商業、観光と連携した農産物、加工品のブランド化の推進
- 流通経路の確立、販路拡大による新町イメージアップの推進

エ 産業間連携の推進

- 観光農園等交流事業、グリーンツーリズム等観光振興との連携による資源の有効活用
- 交流拠点としての農産物、陶器等の販売施設等の整備
- 商工会と農協の連携等による地産地消の推進

【主要事業】

- | | |
|---------------|------------|
| ●農業農村整備事業 | ●地域特産品開発事業 |
| ●農道整備事業 | ●後継者育成事業 |
| ●農地環境整備事業 | ●森林管理育成事業 |
| ●農業水利施設保全対策事業 | ●地産地消推進事業 |
| ●河川応急対策事業等 | ●交流促進事業 |
| ●ため池等整備事業 | |

3 優れた人材と企業が育てる工業の振興

【施策内容】

ア 企業誘致活動の推進

- 企業誘致のための行動計画の策定、企業誘致プロジェクトの創出等の推進
- 工業用地等基盤整備の充実・強化

イ 産・学・官連携の充実・強化

- 産・学・官の連携・交流の強化、技術の研究開発の推進、人材育成体制など企業進出のための環境づくり
- 地場産品の販路開拓等の推進
- 新産業の創出と付加価値の高い新製品の開発

【主要事業】

- 企業誘致促進事業
- 産学官連携推進事業
- 地場産業振興事業
- 人材育成支援事業

4 雇用機会の安定確保

【施策内容】

ア 労働環境の整備

- 就業対策の充実
- 中小企業事業者への融資充実、経営セミナーの実施など経営支援の推進

イ 雇用の確保

- 行政事務の民間委託などによる多様な雇用の場の創出
- 雇用確保の支援

【主要事業】

- 雇用確保支援事業

5 活気と求心力にあふれた商業の振興

【施策内容】

ア 商業の振興

- 個性ある商品や街並が整備された商店街の振興
- 高齢者の買物需要への対応など個性ある小売店・サービス事業所経営の促進
- 中心市街地活性化による賑わいのある商業空間の創出

【主要事業】

- 商店街環境整備事業
- 商店経営近代化推進事業
- 人材育成支援事業

6 “見る・触れる・感じる” 観光の振興

【施策内容】

ア 観光資源の整備・充実

- 観光開発計画等の策定
- 温泉を活用した宿泊施設の整備充実など新しい観光資源の発掘
- イベント、行事の継続、統合等に対する調整の実施

イ 広域連携の推進

- 観光間ネットワークの設定

【主要事業】

- 観光関連設備整備事業
- 遊歩道等整備事業
- イベント企画・情報発信事業
- 基金造成事業



2 自然と調和した活力に満ちた 都市基盤づくり



1 魅力と活気に満ちた市街地の整備

【施策内容】

- ア 土地利用計画の策定と土地利用調整の促進
 - 国土利用計画の策定
 - 農業振興地域整備計画等の見直し
- イ 計画的な市街地の形成
 - 住宅地、商業業務地等の計画的な土地利用の推進
- ウ 都市景観の形成
 - 個性ある都市景観の形成(建築物の色彩指定など)

【主要事業】

- 土地利用計画策定事業
- 地籍調査推進事業
- 駅周辺整備事業
- 遊休地活用事業

2 安全・安心な道路体系の整備

【施策内容】

- ア 道路等の交通基盤整備の推進
 - 幹線道路の効率的、計画的な整備の促進
 - 県道整備の働きかけ、町道の整備による三町間などの道路ネットワークの形成
 - 歩道等の整備促進
 - 関連する橋梁、トンネル等の整備促進

【主要事業】

- 県道整備の働きかけ
- 町道整備事業
- 町道改良事業

3 公共交通機関の充実

【施策内容】

- ア 鉄道駅周辺整備の推進
 - 平成筑豊鉄道各駅周辺整備の推進
- イ バス路線の充実・強化
 - 福祉バス、コミュニティバスの導入など総合的な地域交通システムの検討

【主要事業】

- 公共交通機関利用促進事業

4 快適な住環境の整備

【施策内容】

- ア 住環境の整備
 - 既存計画を反映した公営住宅ストック総合活用計画の策定
 - バリアフリーを考慮した年次的建替・改良事業の実施
 - 入居基準の見直しなど効率的・計画的な公営住宅充足対策の推進

【主要事業】

- 公営住宅整備事業
- 住宅地区改良事業
- 宅地分譲事業

5 高速情報基盤の活用と情報教育の推進

【施策内容】

- ア 高速情報基盤の整備
 - 電子自治体の推進
 - インターネットの活用
- イ 情報教育等による人材の育成等
 - 情報技術向上のための人材の育成
 - 情報格差の是正を図る各種事業の推進

【主要事業】

- 情報通信基盤整備事業
- ケーブルテレビ等整備事業
- 情報教育等推進事業

3 安全でうるおいのある 生活環境づくり



1 水源の確保と環境衛生の充実

【施策内容】

ア 上水道の整備

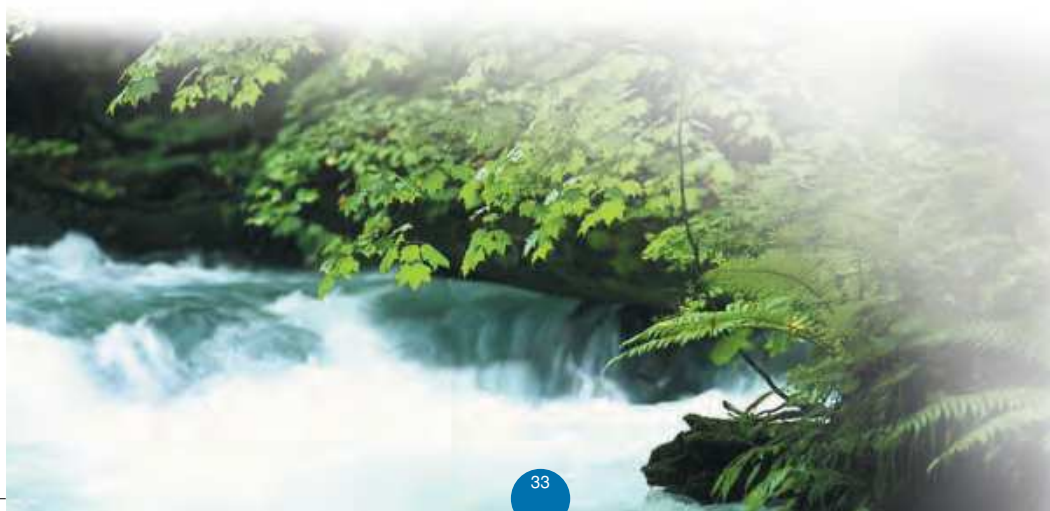
- 上水道施設・設備整備計画等上位計画の策定
- 既存水源の改修及び新しい水源の確保
- 各施設・設備の改修・更新事業の推進
- 節水意識向上のための啓発活動の実施

イ 污水处理施設の整備

- 地域の実情に応じた合併処理浄化槽、コミュニティプラント等均衡ある事業の実施

【主要事業】

- 水源開発整備事業
- 浄化槽整備事業
- 配水施設整備事業
- 河川雨水排水施設整備事業
- 水道施設管理事業



2 地域が一体となった循環型社会の形成

【施策内容】

ア 効率的なごみ処理の推進と循環型社会の形成

- ごみ処理計画・収集計画の策定
- ごみの分別収集の徹底と収集システムの充実
- ごみ処理施設の整備
- 計画的な処理体制の構築による循環型社会の形成
- 事業系ごみの適正処理の指導
- 不法投棄撲滅運動の推進
- 地域、学校での美化運動、リサイクル意識啓発活動の推進

イ 環境問題への取り組み推進

- 自然・地球環境に対する意識啓発活動の推進
- 豊かな水環境を中心とした環境学習の推進
- 新エネルギーの導入、省エネルギー化の推進など総合的な環境対策への取組

【主要事業】

- ごみ減量化・分別収集推進事業
- 河川環境保全事業
- 廃棄物処理施設整備事業（一部事務組合への負担金）
- 環境美化推進事業
- 地球温暖化対策支援事業

3 地域福祉の視点にたった生活環境の整備

【施策内容】

ア バリアフリー、ユニバーサルデザインによる安全で快適なまちづくりの推進

イ ユニバーサルデザインに基づく地域主体の公園・緑地の整備

- 緑の基本計画の策定
- 地域主体、行政支援の地域管理型事業の推進
- 既存施設の整備充実
- 墓地等の整備充実

【主要事業】

- 公園整備事業
- 緑化推進事業
- 公園維持管理事業
- 墓地整備事業
- ポケットパーク整備事業
- 納骨堂改修工事

4 安全・安心な防災・防犯体制の整備

【施策内容】

- ア 防災体制の整備充実
 - 地域防災計画及びマニュアルの整備充実
 - 治山・治水事業等の推進
 - 防災行政無線の整備促進
 - 自主防災組織の育成
- イ 消防・救急体制の整備充実
 - 消防体制の強化
 - 消防団の活性化
 - 消防・医療・福祉機関一体による救命救急体制の強化
 - 人材の育成
- ウ 防犯体制・交通安全対策の充実
 - 地域防犯体制の充実
 - 交通安全対策の充実

【主要事業】

- 防災体制強化事業
- 砂防事業
- 急傾斜地崩壊対策事業
- 防災無線設置事業
- 消防・救急・救助体制強化事業
- 消防設備整備事業
- 交通安全対策推進事業
- 防犯体制強化事業
- 消費者対策推進事業



4 いきいきと健やかに暮らせる 健康・福祉づくり



1 総合的な保健・医療・福祉サービスの提供

【施策内容】

- ア 保健・医療・福祉一体となった総合的サービス提供体制の確立
 - 体制づくりの推進
 - 専門職等人材の要請・確保

【主要事業】

- 保健・医療・福祉施策連携推進事業
- ボランティア活動支援事業

2 みんなで支える地域福祉社会の形成

【施策内容】

- ア 助け合い活動の推進や体制づくり等の充実・強化
 - 地域福祉計画の策定
 - 温泉等地域資源を活用したあらゆる年代に対応できる機能の充実
 - 県立大学との連携、地域福祉リーダーの育成、ボランティア等自発的活動の促進など地域福祉体制づくりの推進
 - 多様な保育サービス、学童保育など子育て支援の充実
 - 母子・父子家庭における生活支援体制づくり
- イ 障害者が生き生き働ける環境づくり
 - 精神障害者に対する正しい知識の普及・啓発の推進
 - 復帰環境、就労環境など自立支援のための環境整備の推進

【主要事業】

- 総合福祉センター管理委託事業
- 社会福祉協議会助成事業
- 社会福祉活動専門員負担金
- 乳幼児医療事業
- 子育て支援事業
- 障害者福祉啓発支援活動推進事業
- 身体障害者体育大会運営事業
- 生きがい活動支援通所事業
- 共同作業所改修事業

3 生涯現役で活躍できる環境整備

【施策内容】

ア 高齢者をみんなで支える体制づくり

- 介護保険事業等高齢者福祉サービスの充実強化
- 高齢者保健福祉計画に基づく介護予防対策を中心とした事業実施の促進
- 痴呆性高齢者を中心とした地域福祉権利擁護事業の拡充
- ボランティア等支援組織及び人材の育成

イ 高齢者が元気に暮らせる環境づくり

- 異世代交流の促進など高齢者が社会に貢献できるようなくみづくりと場の創出

【主要事業】

- 在宅高齢者福祉推進事業
- 高齢者生きがい支援事業
- 敬老会支援事業
- 介護手当支援事業
- 安否確認事業

4 みんな家族、みんなで育む健康づくりの推進

【施策内容】

ア 健康管理の推進

- 早期発見・早期予防のための健康診査等の充実強化
- 幼児から高齢者まで、年代別の総合的な健康づくり事業の推進
- 「食育」関連事業の推進

イ 医療体制づくり

- 関係医療機関の連携強化によるいつでも利用可能な地域医療体制の確立

【主要事業】

- 健康づくり推進事業
- 地域医療体制整備事業
- 医療機器更新事業
- へき地患者輸送事業
- 母子保健事業

5 個性と創造力を育む 教育・文化づくり



1 生きる力を育む学校教育と夢あふれる未来へ羽ばたく人材の育成

【施策内容】

ア 多様な学校教育の推進

- 学校施設・設備の充実
- 基礎・基本を重視したカリキュラムの構築
- 地域、住民、学校が一体になった開かれた学校づくりの推進

イ 生きる力を育む教育の充実

- 保健・健康教育を含めた生きる力を養う特色ある教育体制の構築
- 高齢者等異世代や同世代との交流機会やふれあい活動等健全育成活動の充実強化
- スクールカウンセリングなど心のケアの充実

【主要事業】

- | | |
|-------------|--------------|
| ●就学前教育充実事業 | ●学校給食施設整備事業 |
| ●教育環境整備事業 | ●校内LAN整備事業 |
| ●教育施設整備事業 | ●障害児教育推進事業 |
| ●教育施設耐震調査事業 | ●青少年健全育成推進事業 |

2 生きがいのもてる生涯学習の推進

【施策内容】

ア 生涯学習の場づくりの推進

- 既存公民館等の機能分担の推進
- 公民館、図書館等既存の施設を含めた広域的な施設整備による生涯学習ネットワークの構築

イ 生涯学習の仕組みづくりの推進

- 地域情報社会形成のための体制づくり
- 行政、関係団体との連携を図るための調整機関等の設立と住民参画の促進



【主要事業】

- | | |
|---------------|----------|
| ●生涯学習推進体制整備事業 | ●集会所改修工事 |
|---------------|----------|

3 健全な身体をつくるスポーツ・レクリエーション活動の推進

【施策内容】

ア 活動推進のための基盤整備の推進

- 施設の整備・充実
- 施設の連携と総合型スポーツクラブ育成など支援体制づくり

イ 指導者の充実

- 正しい活動を実践するための指導者の育成

【主要事業】

- 生涯スポーツ振興事業
- スポーツ施設整備事業
- 町民グラウンド関連整備事業



4 芸術文化の振興と文化財の保存

【施策内容】

ア 文化芸術活動への支援

- 住民の主体的な文化芸術活動への積極的な支援

イ 文化・芸術情報受発信機能の充実、整備

- 地域内外に向けたインターネット等を活用した情報受発信機能の充実整備

ウ 文化芸術の継承と文化財の保護・活用

- 伝統文化の継承及び活用の推進
- 文化財の保護・活用

【主要事業】

- 文化施設整備事業
- 文化芸術活動支援事業
- 文化財保護推進事業

5 人権尊重のまちづくりの推進

【施策内容】

ア 人権教育・啓発および人権に配慮した施策の推進

- 人権教育の推進および子ども・高齢者・障害者等の人権施策の推進
- 人権施策基本方針の策定
- 男女共同参画社会実現に向けての施策の展開

イ 同和問題の解決に向けた取り組みの推進

- 同和問題啓発の推進
- 同和教育の推進
- 同和教育中長期計画の策定

【主要事業】

- 人権擁護施策推進事業
- 人権教育啓発推進事業
- 人権相談推進事業
- 人権の尊重に関する総合行政推進事業
- 男女共同参画社会推進事業
- 同和教育推進事業
- 隣保館運営事業



6 協働による 住民主役の個性的なまちづくり



1 住民権利の尊重

【施策内容】

- ア 住民の権利の尊重
○情報開示、説明責任等の推進

【主要事業】

- 広報・広聴システム強化事業

2 人と人がふれあう地域コミュニティの充実と活性化

【施策内容】

- ア コミュニティ活動支援施設の整備
○公民館等施設の再編と機能の見直し
イ コミュニティ活動団体の充実と連携の強化
○コミュニティ活動参加促進施策の推進
○活動団体の連携促進

【主要事業】

- コミュニティセンター周辺整備事業
- コミュニティ活動参加促進事業（基金造成事業を含む）



3 住民・NPO（民間非営利団体）との共同作業の推進

【施策内容】

- ア 住民参画体制の充実
○住民参画推進のための体制づくり
イ 情報公開制度の充実
○多様な情報公開手法の構築
○情報交換の場づくり

【主要事業】

- 住民参画仕組みづくり事業
- 情報公開推進事業
- 広報・広聴活動充実事業

4 知恵と汗による行財政運営の推進

【施策内容】

- ア 効率的な行政組織の見直し
○行政組織の横断的な連携強化による、計画的な事務事業の推進
○民間活力の導入等行政組織や事務の簡素化・合理化の推進
○職員資質向上施策の推進
○庁舎等公共施設の有効活用
イ 財政運営の効率化・健全化
○課税、納税体制の一層の充実強化を図るなど自主財源の安定的な確保

【主要事業】

- 行政運営推進事業
- 固定資産情報管理システム整備事業
- 庁舎等整備事業（本庁、支所、交流施設）

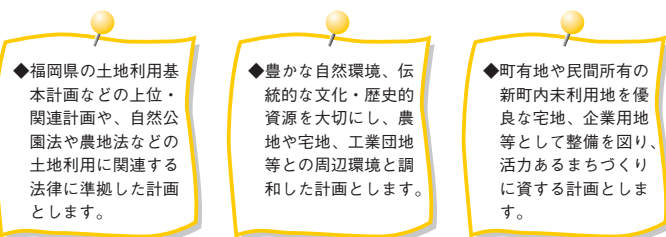
4 地域別整備の方針

(1) 土地利用の基本方針

新町の中央部には彦山川、中元寺川が貫流し、その流域に農地や市街地が形成され、それらを囲むような形で南西部と東部には、福智山、日王山、鷹取山、牛斬山など豊かな山地が立地しており、全体的に山林・農地・住宅宅地が混在した田園・丘陵主体の土地利用となっています。

新町はこのような豊かな環境をもちながら、昨今の厳しい経済社会環境の中にあっては、住環境、生産機能および保全機能の低下は著しいものがあり、今後は農林業資源について永続的な保全を図るとともに、定住人口増や観光入込客を中心とした交流人口増を図るための新たな資源創出のための総合的な整備が求められています。

新町の土地利用を計画的に進めるにあたっては、限りある資源である土地を有効に利用して地域の発展に資するという視点のもとで、以下の3点を基本方針として定めます。



(2) 都市構造イメージ

① 幹線交流軸

新町内における、諸活動の軸として機能している東西幹線軸、及び南北幹線軸について、質の高い街路空間の創出、さまざまな交通機関を円滑に処理する交通機能の確保、軸にふさわしい沿道景観など、本地域の個性を感じる魅力と賑わいのある空間としての整備促進を関係機関に働きかけていきます。

② 地域シンボル軸

新町を南北に貫流する彦山川、中元寺川およびその沿線を地域シンボル軸として位置づけます。きれいな水とみどり豊かなオープンスペースを提供する本地域のシンボルとして保全、整備を推進します。

③ 生活連携軸

赤池町市街地、金田町市街地、方城町市街地等の生活文化拠点及び周辺の観光レクリエーション拠点はそれぞれに役割分担と連携をしながら、新町内県道や町道等の生活連携軸で結ばれます。

(3) 土地利用計画

土地利用の基本方針および都市構造イメージに基づき、新町の土地利用、都市機能の配置等を田園居住地域、農業活性化地域及び自然共生地域の3つの地域に分けて、以下のように推進します。

① 田園居住地域

本地域は、生活、行政など赤池町市街地、金田町市街地、方城町市街地等の生活文化拠点とそれらをつなぐ県道、町道等によって構成され、公共施設や商業施設の集積と快適な居住環境を提供する地域です。

今後も新町の生活文化拠点としての役割を継続し、公共サービスの充実や老朽化した公営住宅の建替えや維持保全事業の推進など住環境の整備に取り組みます。

本地域内に点在する観光・レクリエーション施設、交流施設については、住民や周辺市町村から訪れる人の癒しの場、交流の場として整備を進め、交流人口増加の拠点として位置づけます。

② 農業活性化地域

本地域は、田園居住地域を取り囲むように広がっています。

本地域は、農業従事者の減少、高齢化の進行、農産物価格の低迷などによる農業所得の伸び悩みなど深刻な問題を抱えています。

食糧の安定供給や農地の多面的機能の維持など農業振興地域の持続的発展を図っていくためには、優良農地の保全と農業生産基盤の拡充を図り、農業経営の改革や消費者重視の営農活動による産地間競争力の強化を進めるなど収益性が高く、魅力ある農業の再編を図る必要があります。

また、本地域は、農業生産の場としてだけでなく、地域住民の生活の場でもあり、豊かな自然を求める都市住民との交流の場ともなりえます。

本地域に暮らす住民が快適で豊かさを実感し、都会から訪れる人が緑豊かな田園や自然環境、伝統文化などを満喫できるように地域住民の絆を深めつつ、美しく潤いのある住環境の形成を図ることが重要です。

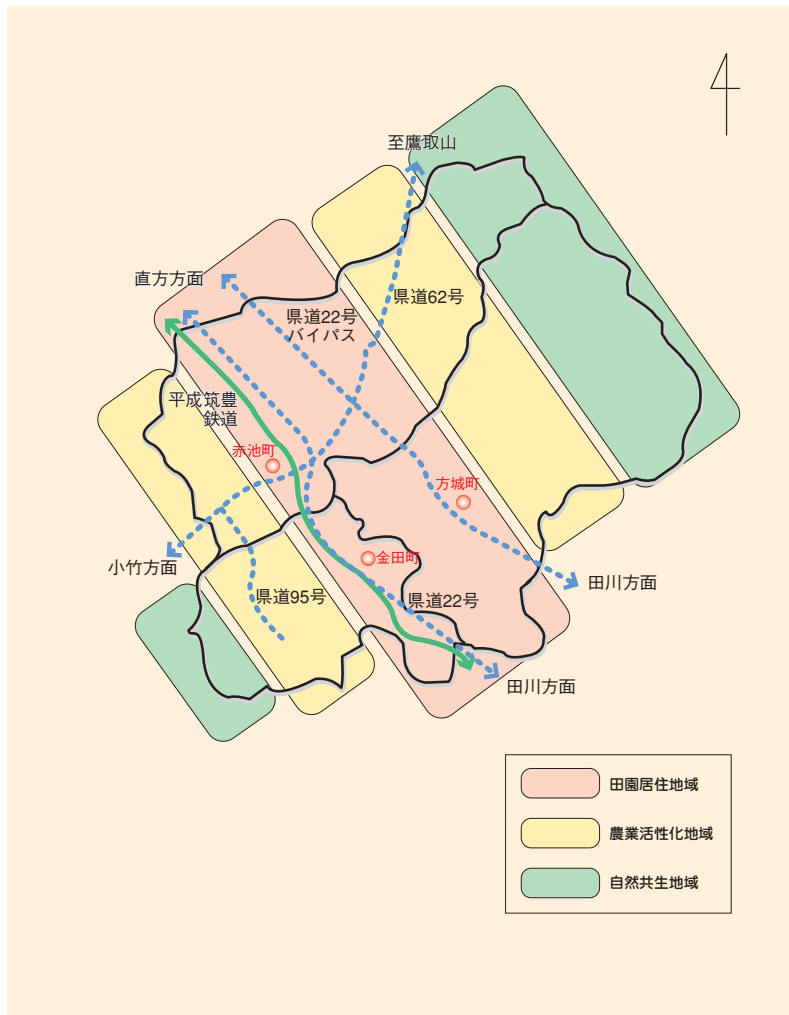
そのため、農業と住宅地が調和した緑豊かで住みやすい地域として、土地の有効利用を図ります。

③ 自然共生地域

山地部、丘陵部で構成される本地域は、日王山、岩屋権現等の自然公園、白糸の滝、虎尾桜、定禅寺のフジなどの優れた自然資源、ふるさと交流館「日王の湯」、ほうじょう温泉「ふじ湯の里」などの温泉さらには焼きものの里など優れた観光資源に恵まれており、都市では味わえない山林や里山の恵みを体験できる地域となっています。

都市と山村の人々の交流や自然を利用した滞在型の観光開発を推進するとともに、水資源のかん養、大気浄化などの森林が持つ公益的機能を重視し、森林の保全と活用を通して中山間リゾート拠点として保全及び整備に努めます。

■地域イメージ図■



5 新町における県事業の推進

新町の建設に当たって、県が主体となって実施する事業等は、次のとおりです。

(1) 福岡県役割

- ① 新町における住民の交通利便性及び地域振興を図るため県道整備事業を引き続き推進するとともに、新町で住民が安全に暮らすために必要な各種公共事業を支援します。
- ② 福岡県市町村合併推進要綱に基づく市町村合併推進特例交付金制度を活用し、合併に伴い発生する緊急かつ特殊な財政事情について新町の負担を軽減するとともに、一体的なまちづくりを支援します。

(2) 新町における県事業

新町において、住民が豊かに生活するためには、産業基盤を整備することと、安全な暮らしを引き続き守ること、住民の利便性を確保することが必要です。

産業基盤を整備するためには、土地改良事業を進める必要があります。安全な暮らしを引き続き守るためには、平野部における河川改修工事、山間部における砂防工事等の治山治水事業や、道路交通安全施設整備事業を引き続き実施する必要があります。

また、三町が一体となったまちづくりを進めるためには、新町内の移動を容易にするため、主要道路整備事業を進める必要があります。このため、新町と連携しながら、これらの事業を推進します。

① 産業振興

新町における産業基盤の整備を推進するために、現在進めている県営土地改良事業を継続的に推進します。

② 治山治水整備

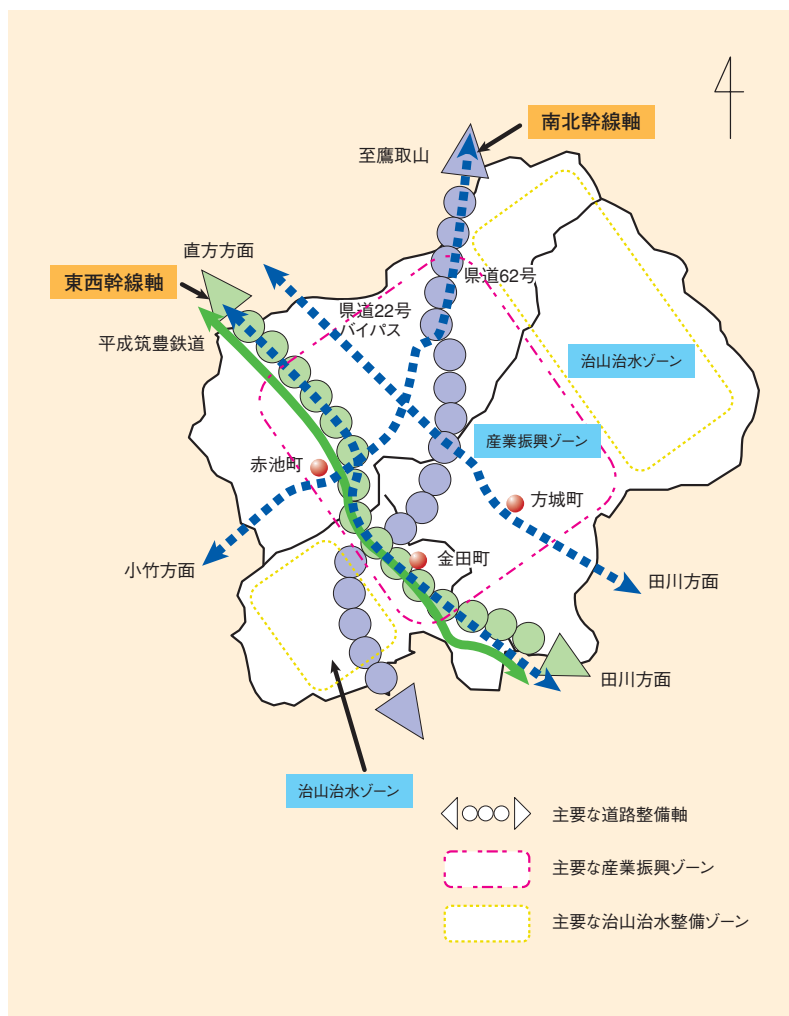
新町の住民の生命と財産を守るため、中山間地における治山、治水及び砂防工事、平野部における河川工事を緊急度に応じ自然環境に配慮しながら推進します。

③ 交通安全施設整備

歩行者及び自転車利用者の安全を確保するため、自歩道・歩道等の交通安全施設の整備を推進します。

④ 道路整備

新町において道路幅員が狭く車両の通行に支障をきたしている箇所については、道路整備を推進します。また、新町の一体感を高めるため神崎大橋から金田駅・弁城小学校・上野を経て、直方市花公園へと通じる道路を南北幹線軸、大浦橋から人見橋、金田町役場（新町本庁舎）、伊方橋を経て田川市（夏吉）へと通じる道路を東西幹線軸として整備を推進します。



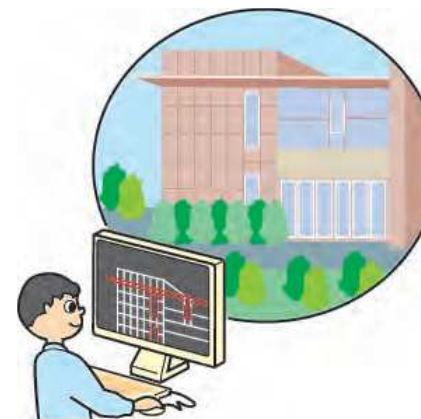
第5章 公共的施設の適正配置と整備

公共施設については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の実情や町全体のバランス、財政状況などを考慮して、逐次、整備を検討していきます。

検討にあたっては、財政状況を踏まえて事業の効果や効率性について十分検討し、既存の公共施設の有効利用や相互活用を基本とします。

新町の本庁舎は、現在の金田町役場とし、現在の赤池町役場及び方城町役場の庁舎を支所とします。

また、赤池町及び方城町の庁舎には、支所機能及び本庁の一部機能に併せて、住民が多目的に利用できる交流機能（コミュニティ施設や図書館等）も整備します。



第6章 財政計画

財政計画は、新町の20年間の財政運営の指針として、歳入・歳出を項目ごとに、三町の現況及び実績や経済情勢などを勘案しながら推計し、普通会計ベースで策定したものです。

策定にあたっては、堅実な財政運営を基調に、合併に伴う主な節減経費などを反映するとともに、合併特例債等の国・県の財政支援措置を勘案しています。

なお、策定時点において、国等の行財政改革は、不透明感が強く将来の計画に反映させることが困難な状況にあるため、策定にあたっては、現行制度や国・県の方針を基本としています。また、推計にあたっては、平成18年度から令和元年度の実績額及び福智町第3次中期財政計画数値を基本としました。

歳入

(1) 地方税

これまでの実績及び第3次中期財政計画（平成30年度～令和4年度）数値を基本として見込んでいます。

(2) 各種交付金

これまでの実績及び第3次中期財政計画数値を基本として見込んでいます。なお、令和3年度以降は同額を見込んでいます。

(3) 地方交付税（普通交付税・特別交付税）

現行の交付税制度を基に、普通交付税については、令和3年度まで段階的に引下げられる合併算定替えの減を見込んでいます。また、特別交付税については、これまでの実績及び第3次中期財政計画数値を基本として見込んでいます。

(4) 国庫支出金、県支出金

これまでの実績及び第3次中期財政計画数値を基本として見込んでいます。

(5) 地方債

これまでの実績を勘案し、新町建設計画に伴う合併特例債、過疎地域自立促進計画に基づく過疎対策事業債等を見込んでいます。

(6) その他の収入

これまでの実績及び第3次中期財政計画数値を基本として見込んでいます。

歳出

(1) 人件費

これまでの実績及び職員数の推移を勘案し推計しました。

(2) 扶助費

これまでの実績及び高齢者人口等の伸び率等を勘案し推計しました。

(3) 公債費

既発債分については、その年度別償還額を計上しています。新規発行分については、歳入の地方債を参考とし、また利率については現行の利率を参考に推計し、年度毎の償還額を計上しています。

(4) その他の消費的経費（物件費、維持補修費、補助費等）

これまでの実績、増減率及び第3次中期財政計画数値を参考とし推計しました。

(5) 繰出金

これまでの実績等により、国民健康保険事業、後期高齢者医療、介護保険、診療所会計に対する繰出金を見込んでいます。なお、診療所会計については、令和2年度以降、赤字補てん繰出金を計上しています。

(6) 積立金

財政対策である、財政調整基金、減債基金については、その運用益及び各年度の余剰金を、また公共施設整備基金等の特定目的基金については、運用益を計画的に積み立てることにしました。

(7) 投資・出資・貸付金

令和元年度に水道企業会計が田川地区水道企業団と経営統合し、平成31年3月末で廃止となったため、水道会計に対する一般会計出資金は、令和元年度以降計上していません。

(8) 投資的経費（普通建設事業・失業対策事業）

（普通建設事業）

現行の補助制度や地方債制度を基本に、新町建設計画、過疎地域自立促進計画、総合計画に位置づける事業及びその他の普通建設事業を見込んでいます。

（失業対策事業）

三町の実績を基に推計しました。なお、特定地域開発就労事業および産炭地域開発就労事業については、平成18年度以降見込んでいません。

新町建設計画

資料編

■歳入

(単位:百万円)

目 名	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	合 計
町 税	1,415	1,593	1,624	1,536	1,538	1,519	1,515	1,530	1,538	1,518	1,534	1,602	1,620	1,615	1,589	1,585	1,581	1,577	1,573	1,570	31,172
各 種 交 付 金	347	315	293	296	288	268	246	253	285	577	517	531	531	534	568	568	568	568	568	568	8,689
地 方 交 付 税	6,147	5,751	5,987	6,010	6,387	6,377	6,389	6,367	6,261	6,296	6,166	5,908	5,788	5,733	5,254	5,164	5,120	5,079	5,040	5,003	116,227
分担金及び負担金	191	205	204	238	236	210	199	187	186	176	169	144	142	186	227	260	259	258	257	256	4,190
使用料及び手数料	429	432	451	455	460	478	494	498	492	496	508	508	512	515	479	473	466	466	466	466	9,544
国 庫 支 出 金	3,054	1,564	1,392	2,630	2,353	1,851	1,519	1,771	1,521	1,878	1,831	1,903	2,105	2,504	2,383	2,409	2,735	2,462	2,489	2,516	42,870
県 支 出 金	1,172	925	1,113	1,125	1,154	1,004	868	969	988	1,025	949	977	978	1,050	992	997	1,012	1,027	1,042	1,057	20,424
財 産 収 入	136	172	187	282	177	195	217	227	484	195	289	151	214	330	314	314	314	314	314	314	5,140
繰入金(基金繰入金)	737	835	155	911	328	118	154	73	237	509	2,583	1,441	2,648	2,144	1,756	2,380	2,540	2,156	2,156	2,356	26,217
諸 収 入・そ の 他	1,993	1,550	1,237	1,258	1,706	1,910	2,497	1,621	1,555	2,940	2,813	2,716	2,291	1,428	2,759	2,646	1,669	1,684	1,762	1,601	39,634
地 方 債	4,324	1,277	1,301	2,704	2,008	2,513	2,007	2,178	1,482	1,551	1,972	2,006	2,309	2,492	2,169	2,251	2,471	725	649	500	38,889
歳 入 合 計 A	19,945	14,619	13,944	17,445	16,635	16,443	16,105	15,674	15,029	17,161	19,331	17,887	19,138	18,529	18,490	19,047	18,735	16,316	16,316	16,207	342,996

■歳出

(単位:百万円)

目 名	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	合 計
人 件 費	2,691	2,644	2,456	2,378	2,389	2,365	2,230	2,238	2,106	2,095	2,100	2,121	2,113	2,095	2,068	2,088	2,143	2,203	2,263	2,263	45,049
扶 助 費	1,467	1,596	1,627	1,666	1,970	1,998	2,084	2,144	2,306	2,402	2,534	2,640	2,611	2,742	2,732	2,723	2,723	2,723	2,723	2,723	46,134
公 債 費	2,502	3,498	2,770	3,666	2,707	2,594	3,606	2,543	2,079	2,106	3,072	1,896	2,649	2,050	2,046	2,544	2,540	2,540	2,540	2,540	52,488
物 件 費	1,165	1,218	1,068	1,123	1,175	1,329	1,235	1,394	1,350	1,517	1,631	1,664	1,691	1,623	1,574	1,563	1,562	1,560	1,562	1,562	28,566
維持補修費	174	147	160	225	279	256	257	256	264	291	301	298	323	314	312	312	312	312	312	312	5,417
補 助 費 等	1,061	1,047	1,025	1,447	1,128	1,250	1,144	1,251	1,377	1,821	1,891	1,981	2,050	1,393	1,716	1,716	1,716	1,716	1,716	1,716	30,162
繰 出 金	890	931	940	998	1,036	1,074	1,086	1,089	1,103	2,159	1,852	1,196	1,343	1,120	1,826	1,463	1,314	1,316	1,316	1,316	25,368
積 立 金	2,450	177	799	707	767	893	797	1,038	1,194	1,352	2,452	2,736	2,365	1,709	2,709	1,909	1,909	1,709	1,809	1,809	31,290
投資及び出資金、貸付金	18	55	161	148	140	153	167	130	103	236	342	215	108	20	262	262	262	85	85	85	3,037
投 資 的 経 費	6,533	2,568	2,131	4,140	3,670	3,061	2,330	2,855	1,676	2,050	2,500	2,516	3,367	4,005	1,897	4,095	3,867	1,666	1,665	1,665	58,257
歳 出 合 計 B	18,951	13,881	13,137	16,498	15,261	14,973	14,936	14,938	13,558	16,029	18,675	17,263	18,620	17,071	17,142	18,675	18,348	15,830	15,991	15,991	325,768
歳入歳出差引額 A-B	994	738	807	947	1,374	1,470	1,169	736	1,471	1,132	656	624	518	1,458	1,348	372	387	486	325	216	-

1. 赤池町・金田町・方城町合併協議会規約 1
2. 赤池町・金田町・方城町合併協議会組織図 2
3. 赤池町・金田町・方城町合併協議会委員名簿 3
4. 赤池町・金田町・方城町合併協議会監査委員名簿 4
5. 赤池町・金田町・方城町合併協議会幹事会名簿 4
6. 赤池町・金田町・方城町合併協議会事務局職員名簿 4
7. 赤池町・金田町・方城町合併協議会だより 5

